

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 九 三 号

(質問の 九三)

内閣衆質第九三号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員小林運美君提出長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事継続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小林運美君提出長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事継続に関する質

問に対する答弁書

本件は、昭和十五年用排水幹線改良事業として補助採択し、今日まで継続施行中の長野県営事業である。

堰堤地点の地質調査は、六箇所ボーリングを行つた。その試錐延長は、各々八米ないし十一米で箇所数の不足と一部の岩塊を不透性と認め、岩盤に到達したものと誤信し、床堀工事を実施したところ計画線まで掘さくしたるも予定岩盤に到達しなかつたので、再度地質調査を行つた結果、本地点は、旧蓼科山の噴火生成当時の爆発に抛出された火山岩塊等の抛出物であることが判明した。

これは火山岩塊が数米にも達する大塊をなし、集塊岩が各処に分布しているものを基盤と誤認したもので、実に遺憾なことである。従つて本事業を継続施行することは技術的にも不可能であるので、一応現行工事を中止し、各種試験を施行し、技術的検討を行つた上善処致したい。

右答弁する。